

令和6年度

# もくせい会総会要項

日時 令和6年5月8日(水) 午後3時45分

場所 志木市立志木第四小学校

もくせい会室(北校舎3階)

## 総会次第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 議事
  - 第一号議案 令和5年度事業報告並びに決算報告の件
  - 第二号議案 規約改正承認の件
  - 第三号議案 令和6年度事業計画案並びに予算案承認の件
  - 第四号議案 令和6年度本部役員及び会計監査委員承認の件
4. 学校長挨拶
5. 閉会の言葉

志木市立志木第四小学校もくせい会(PTA)

令和5年度 事業報告

定期総会

令和6年5月8日(規模を縮小して書面での決議)

本部役員会	2回
運営委員会	2回
代表者会	1回

【本部役員会】

6/6	もくせい会会費集金
6/20	第1回本部役員会中止 第1回運営委員会
10/17	第2回本部役員会
1/23	第3回本部役員会 第1回代表者会
1/31	新入生保護者説明会参加
3/4	第4回本部役員会中止 第2回運営委員会
4/24	もくせい会会計監査
随時	開校準備委員会参加 二中学区PTA会議参加 もくせい会総会準備会議参加

【市P連】

市P連会長副会長会議
市P連親睦バレーボール大会
市P連全体研修会(宗岡第三小学校)

【地域DE子ども見守り隊】

6/22	第1回事務局会議
11/16	第2回事務局会議 朝のあいさつ運動
2/14	さくら連絡網にて3/31をもって地域DE 子ども見守り隊解散の旨を配信

【選考委員会】

3/8	「来年度本部役員について」 さくら連絡網にて配信
-----	-----------------------------

【学年代表委員会】

運営委員会出席	2回
代表者会出席	(委員長のみのみ)
＜学用品リサイクル＞	
1学期	授業参観時 収集譲渡
2学期	運動会時 収集譲渡
3学期	新入学児説明会 展示譲渡 新学期懇談会時 新3年生対象 黄色帽子収集
もくせい会室清掃及びインクカートリッジ仕分け作業 計2回(10月、3月) クリーン作戦(市開催:5月中止、学校主催9/1, 10/18 開催)	

【子どものための行事委員会】

委員会	2回
資源回収場所の整備	隔週
資源回収	6回
「資源回収のお願い」配布	1回
「資源回収終了のお知らせ」配信	1回
1/18	芸術鑑賞教室

【広報委員会】

運営委員会出席	2回(代表者のみ)
代表者会出席	1回(代表者のみ)
取材活動	2回
7/15	広報誌「木犀～みんなのしんぶん No.56～」 発行
9月	ホームページ内【もくせい会の活動報告】 にクリーン作戦掲載(原稿作成)
11月	ホームページ内【学校行事の報告】に運動 会の様子を掲載(原稿作成)

### 【校外委員会】

- 5/11 第1回校外委員会
- 5/18 地域への挨拶回り
- 6/9 第2回校外委員会  
立哨係、パトロール係へのお知らせ作成・印刷・配布
- 1/30 新1年生入学説明会前日準備
- 1/31 新1年生入学説明会

### <志木市交通安全母の会>

- 7/12 交通安全母の会総会参加
- 7/18 夏の交通事故防止運動 館地区立哨
- 9/21 秋の交通事故防止運動 幸町地区立哨

### 【バレーボール係】

- 毎週水曜 四小体育館で練習
- 3.6.9.12月 解放委員会
- 4/29 市P大会実行委員会
- 6/24 市P大会実行委員会
- 8/25 市P大会実行委員会
- 9/2 市P連親睦バレーボール大会

### 【研修会係】

- 11/16 市P連全体研修会(宗岡第三小学校)
- 12/2 さくら連絡網にて地域保健委員会のお知らせ配信
- 1/19 地域保健委員会

### 【運動会係】

- 9/21 担当の先生と打ち合わせ
- 10/18 手紙配布
- 10/27 前日準備
- 10/28 雨天順延
- 10/29 第44回運動会  
係登録者の取りまとめ、見回り、後片付け
- 11/6 アンケートまとめ
- 11/13 担当の先生と反省会

## 令和5年度 一般会計決算書

### 1. 収入の部

△予算額に対して減(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 会 費	837,600	847,000	9,400	年会費2,400円×351世帯、600円×1世帯 途中転入出者:1,600円×2世帯 800円×1世帯
2. 資源回収の収益金	10,000	11,616	1,616	回収業者より
3. 資源回収の補助金	600	900	300	市より(年間150,000円まで)
4. 補 助 金	35,000	35,000	0	市より35,000円
5. 積 立 金	0	0	0	積立金会計より
6. 備品積立金	0	0	0	備品積立金より
7. 雑 収 入	0	8	8	普通預金利息(8円)
8. 負担金返金分	0	100	100	市P連団体保険返金分
9. 繰 越 金	474,984	474,984	0	前年度繰越金
合 計	1,358,184	1,369,608	11,424	

### 2. 支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 会 議 費	3,000	0	△ 3,000	
2. 渉 外 費	50,000	12,000	△ 38,000	親睦会会費
3. 事 務 費	50,000	2,420	△ 47,580	プリンターインク他
4. 備 品 費	10,000	7,480	△ 2,520	PCセキュリティソフト2台分
5. 防災備蓄費	0	0	0	
6. 交通通信費	5,000	1,194	△ 3,806	交通費、申請書郵送代
7. 事 業 費	765,000	595,700	△ 169,300	
校外委員会費	5,000	0	△ 5,000	
子どものための行事委員会費	500,000	415,025	△ 84,975	芸術鑑賞会、お花、お弁当代他
広報委員会費	30,000	26,275	△ 3,725	広報誌印刷料、郵送代他
環境整備費	70,000	65,000	△ 5,000	環境整備助成
行事参加費	50,000	13,500	△ 36,500	バレー部活動
慶弔費	30,000	30,000	0	餞別クオカード、結婚祝い金
地域DE子ども見守り隊費	20,000	10,000	△ 10,000	地域DE子ども見守り隊支援金
教育振興費	60,000	35,900	△ 24,100	卒業記念品、新入生名札代
8. 負 担 金	100,000	67,268	△ 32,732	市P連団体保険金、振込手数料、市P連関係負担金
9. 積 立 金	30,000	30,000	0	積立金会計へ繰入
10. 備品積立金	30,000	30,000	0	備品積立金会計へ繰入
11. 印刷機使用料	30,000	30,000	0	学校印刷機共有使用料(マスター、インク代)
12. WEB管理費	20,000	16,050	△ 3,950	ホームページ利用料
13. 予 備 費	265,184	0	△ 265,184	
合 計	1,358,184	792,112	△ 566,072	

収入 1,369,608 円  
 支出 792,112 円  
 差引残高 577,496 円 (令和6年度へ繰越)

上記の通り報告いたします。 令和6年5月8日  
 志木市立志木第四小学校もくせい会会長

令和6年4月24日の監査の結果、正確であることを認めます。  
 志木市立志木第四小学校もくせい会会計監査

## 令和5年度 積立金会計決算書

### 1. 収入の部

△予算額に対して減(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 一般会計より	30,000	30,000	0	
2. 雑 収 入	0	39	39	預金利息
3. 繰 越 金	2,211,978	2,211,978	0	
合 計	2,241,978	2,242,017	39	

### 2. 支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 一般会計へ繰入	0	0	0	
合 計	0	0	0	

収入	2,242,017	円	
支出	0	円	
差引残高	2,242,017	円	(令和6年度へ繰越)

## 令和5年度 備品積立金会計決算書

### 1. 収入の部

△予算額に対して減(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 一般会計より	30,000	30,000	0	
2. 雑 収 入	0	2	2	預金利息
3. 繰 越 金	350,150	350,150	0	
合 計	380,150	380,152	2	

### 2. 支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 一般会計へ繰入	0	0	0	
合 計	0	0	0	

収入	380,152	円	
支出	0	円	
差引残高	380,152	円	(令和6年度へ繰越)

上記の通り報告いたします。 令和6年5月8日  
志木市立志木第四小学校もくせい会会長

令和6年4月24日の監査の結果、正確であることを認めます。  
志木市立志木第四小学校もくせい会会計監査

## 第二号議案

### 規約改正(案)

#### 第3章 方針

##### 【追加】

##### 第4条

4. 教職員の人事に関与しない。
5. 全ての活動は会員の無理のない程度に抑える。

---

#### 第4章 会員

##### 【修正前】

##### 第6条

この会の会員は会費を1家庭年額2,400円を納めるものとする。

##### 【修正後】

##### 第6条

この会の会員は会費を1家庭年額1,000円を納めるものとする。  
ただし事情により会費を免除することができる。

---

##### 【削除】

#### 第6章 役員

##### 第12条

クラス役員は各学級より必要数を選出する。

---

#### 第7章 本部役員

##### 【改正前】

##### 第13条

この会の本部役員は次のとおりである。  
会長2名、副会長3名～若干名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名。  
ただし、副会長3名の内、1名を教頭とする。  
上記役員は、会計監査委員を兼ねることができない。

##### 【改正後】

##### 第13条

この会の本部役員は次のとおりである。  
会長1名、副会長若干名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名。  
ただし、副会長の内、1名を教頭とする。  
上記役員は、会計監査委員を兼ねることができない。

## 第7章 本部役員

### 【削除】

第21条

本部役員に欠員が生じた時は、運営委員会がこれを補充する。

第22条

会長・副会長は、原則として前年度に決定し、クラス役員には含まない。

やむ負えず、決定できない場合は、新年度のクラス役員(1年生の保護者は除く)より選出する。

第23条

会長・副会長を務めた人は、該当する子ども以外の兄弟姉妹の役員については免除とする。また任期期間中の係活動も免除とする。

第24条

会長・副会長以外の本部役員を2年連続してつとめた人は、該当する子ども以外の兄弟姉妹の役員を免除とする。

---

## 第8章 会計監査委員

### 【改正前】

第25条

この会の経理を監査するため3名の会計監査委員を置く。

ただし3名の内、1名を教職員とする。

### 【改正後】

第25条

この会の経理を監査するため2名以上の会計監査委員を置く。

ただしこの内、1名を教職員とする。

---

### 【削除】

## 第9章 委員会

第28条

この会の活動に必要な事項を実現するために、各委員会を置く。

第29条

特別な事項について必要がある時は、臨時の委員会を設けることができる。

第30条

委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

---

## 第11章 運営委員会

### 【改正前】

第35条

運営委員会は、本部役員、学年代表委員、委員会代表、教職員をもって構成され、この規約に定める事項を審議または運営処理する。

### 【改正後】

第35条

運営委員会は、本部役員、教職員をもって構成され、この規約に定める事項、運営に必要な事項を審議または運営処理する。

【削除】

第12章 代表者会

第36条 代表者会は、本部役員、委員会代表をもって構成され、次年度の運営に必要な事項を審議する。

---

【追加】

第16章 解散および休止

第42条 本会の解散および休会については役員会かつ全体委員会で発議し、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

※第16章の追加に伴い、「第16章 付 則」を「第17章」に変更する



## 細則改正(案)

【削除】

### 第1章 慶弔

- 第1条 児童および会員が下記に該当する場合には、慶弔の意を表す。
1. 児童、会員の死亡の時は、金 5,000 円を贈る。
  2. 教職員が疾病負傷等により入院した時は、金 3,000 円を贈る。  
(ただし1週間以上とする)
  3. 児童が学校管理下において負傷により入院した時は、金 3,000 円を贈る。  
(ただし、1週間以上とする)
  4. 教職員が転退職した場合は、記念品を贈る。
  5. 教職員が結婚した場合は、祝金 3,000 円を贈る。  
(学年、学級単位では行わない)
  6. 返礼は必要としない。
-

## 第三号議案

### 令和6年度事業計画(案)

#### ① 各活動

本部役員会

#### ② 年間活動

定期総会	志木市 PTA 連合会保険制度加入
ベルマーク活動 (WEB ベルマーク、テトラパック)	志木市社会教育活動指導者賠償責任保険加入
学用品リサイクル (通学帽)	志木市立学校PTA連合会
バレーボール部	他団体との連絡提携
環境整備協力	その他

## 令和6年度 一般会計予算(案)

### 1. 収入の部

△前年度に対して減(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1. 会 費	355,000	837,600	△ 482,600	年間1,000円×355世帯
2. 資源回収	0	10,000	△ 10,000	回収業者より
3. 資源回収の補助金	0	600	△ 600	市より
4. 補 助 金	0	35,000	△ 35,000	市、市P連より
5. 積 立 金	0	0	0	積立金会計より
6. 備品積立金	0	0	0	備品積立金会計より
7. 雑 収 入	0	0	0	
8. 繰 越 金	557,907	474,984	82,923	前年度繰越金
合 計	912,907	1,358,184	△ 445,277	

### 2. 支出の部

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1. 会 議 費	0	3,000	△ 3,000	もくせい会室お茶代、消耗品代他
2. 渉 外 費	0	50,000	△ 50,000	市P連懇親会費他
3. 事 務 費	10,000	50,000	△ 40,000	インク、コピー用紙代等
4. 備 品 費	10,000	10,000	0	PCセキュリティ更新料
5. 防災備蓄費	0	0	0	令和4年より中止
6. 交通通信費	5,000	5,000	0	交通費、切手代
7. 事 業 費	685,000	765,000	△ 80,000	
校外委員会費	0	5,000	△ 5,000	事務用品他
子どものための行事委員会費	500,000	500,000	0	芸術鑑賞会
広報委員会費	30,000	30,000	0	広報紙印刷料他
環境整備費	70,000	70,000	0	環境整備助成他
行事参加費	25,000	50,000	△ 25,000	バレー部活動(R7年3月まで)
慶弔費	0	30,000	△ 30,000	
地域DE子ども見守り隊費	0	20,000	△ 20,000	会費、郵送代他
教育振興費	60,000	60,000	0	卒業記念品、新入生名札代
8. 負 担 金	100,000	100,000	0	保険料、バレー大会費
9. 積 立 金	0	30,000	△ 30,000	積立金会計へ繰入
10. 備品積立金	0	30,000	△ 30,000	備品積立金へ繰入(PC購入等)
11. 印刷機使用料	0	30,000	△ 30,000	学校印刷機共有使用料(マスター、インク代)
12. Web管理費	0	20,000	△ 20,000	HP費用
13. 予 備 費	102,907	265,184		
合 計	912,907	1,358,184	△ 445,277	

上記の通り提案いたします。      令和6年5月8日  
志木市立志木第四小学校 もくせい会会長

## 令和6年度 積立金会計予算(案)

### 1. 収入の部

△前年度に対して減(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計より	0	30,000	△ 30,000	前年は予算3万円、R6年度以降は0円
2.雑 収 入	0	0	0	
3.繰 越 金	2,242,017	2,211,978	30,039	
合 計	2,242,017	2,241,978	39	

### 2.支出の部

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計へ繰入	0	0	0	
合 計	0	0	0	

## 令和6年度 備品積立金会計予算(案)

### 1. 収入の部

△前年度に対して減(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計より	0	30,000	△ 30,000	
2.雑 収 入	0	0	0	
3.繰 越 金	380,152	350,150	30,002	
合 計	380,152	380,150	2	

### 2.支出の部

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計へ繰入	0	0	0	
合 計	0	0	0	

上記の通り提案いたします。 令和6年5月8日

志木市立志木第四小学校もくせい会会長



**第四号議案**

**令和6年度 本部役員および会計監査委員(案)**

令和6年度もくせい会本部役員を下記の通り提案いたします。

会 長	[Redacted]
副 会 長	[Redacted]
副 会 長	[Redacted]
書 記	[Redacted]
会 計	[Redacted]
会 計	[Redacted]
庶 務	[Redacted]
庶 務	[Redacted]

令和6年5月8日  
選考委員会委員長

[Redacted]

会計監査委員は、規約第8章第25条により下記の通り提案いたします。

会計監査委員	[Redacted]
会計監査委員	[Redacted]

**令和6年度 顧問**

規約第13章第39条により下記の通りです。

顧 問	[Redacted]
-----	------------

(敬称略)

# 志木第四小学校「もくせい会」規約

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は志木第四小学校「もくせい会」と称し、事務所を志木第四小学校におく。

## 第2章 目的および活動

第2条 この会は、もくせい会と学校とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい会、よい学校となるように努める。
2. もくせい会と学校との緊密な連絡によって児童の生活を見守る。
3. 児童の生活環境をよくする。

## 第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的な会として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育のために、活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
3. この会または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 志木第四小学校に在籍する児童の父母または、これに代わるもの。
2. 志木第四小学校の教職員。

第6条 この会の会員は会費を1家庭年額2,400円納めるものとする。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を持つ。

## 第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入による。

第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第12条 クラス役員は各学級より必要数を選出する。

## 第7章 本部役員

- 第13条 この会の本部役員は次のとおりである。  
会長2名、副会長3名～若干名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名。  
ただし、副会長3名の内、1名を教頭とする。  
上記役員は、会計監査委員を兼ねることができない。
- 第14条 会長および、その他の本部役員は、総会において承認される。
- 第15条 本部役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第16条 会長は、総会、運営委員会および代表者を招集する。
- 第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 第18条 書記は、会長の指示に従ってこの会の記録事務を行う。
- 第19条 会計は、会長の指示に従っていっさいの会計事務を処理する。
- 第20条 庶務は、会長の指示に従ってこの会の庶務に従事する。
- 第21条 本部役員に欠員が生じた時は、運営委員会がこれを補充する。
- 第22条 会長・副会長は、原則として前年度に決定し、クラス役員には含まない。  
やむ負えず、決定できない場合は、新年度のクラス役員(1年生の保護者は除く)より選出する。
- 第23条 会長・副会長を務めた人は、該当する子ども以外の兄弟姉妹の役員については免除とする。また任期期間中の係活動も免除とする。
- 第24条 会長・副会長以外の本部役員を2年連続してつとめた人は、該当する子ども以外の兄弟姉妹の役員を免除とする。

## 第8章 会計監査委員

- 第25条 この会の経理を監査するため3名の会計監査委員を置く。  
ただし3名の内、1名を教職員とする。
- 第26条 会計監査委員は、総会において承認される。
- 第27条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

## 第9章 委員会

- 第28条 この会の活動に必要な事項を実現するために各委員会を置く。
- 第29条 特別な事項について必要がある時は、臨時の委員会を設けることができる。
- 第30条 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

## 第10章 総会

- 第31条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第32条 総会は、定期総会および臨時総会とする。  
1. 定期総会は、4月～5月に開催する。  
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の4分の1以上の要求があった時開催する。
- 第33条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

- 第 34 条 総会は次の事項を議決する。
1. 事業報告および事業計画
  2. 規約の改正
  3. 予算並びに決算の承認
  4. その他の重要事項
- 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

## 第 11 章 運営委員会

- 第 35 条 運営委員会は、本部役員、学年代表委員、委員会代表、教職員をもって構成され、この規約に定める事項を審議または運営処理する。

## 第 12 章 代表者会

- 第 36 条 代表者会は、本部役員、委員会代表をもって構成され、次年度の運営に必要な事項を審議する。

## 第 13 章 細 則

- 第 37 条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第 38 条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第 39 条 この会の円滑な運営を目的として、必要に応じて顧問を置く。顧問は会長を退任したものとす。

## 第 14 章 個人情報取り扱いについて

- 第 40 条 個人情報の取り扱いについては「志木第四小学校もくせい会個人情報取扱方法」により対処する。

## 第 15 章 改 正

- 第 41 条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第 16 章 付 則

この会則は、昭和 56 年 5 月 9 日より施行する。  
この会則は、昭和 57 年 4 月 16 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 7 年 4 月 21 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 13 年 5 月 1 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 17 年 5 月 6 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 18 年 5 月 10 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 22 年 5 月 7 日、一部改正施行する。



この会則は、平成 23 年 5 月 6 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 24 年 5 月 2 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 26 年 4 月 30 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 27 年 4 月 30 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 29 年 5 月 10 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 30 年 5 月 8 日、一部改正施行する。  
この会則は、平成 31 年 4 月 25 日、一部改正施行する。  
この会則は、令和 2 年 5 月 25 日、一部改正施行する。  
この会則は、令和 4 年 4 月 26 日、一部改正施行する。  
この会則は、令和 5 年 5 月 16 日、一部改正施行する。

## 細 則

### 第 1 章 慶 弔

- 第 1 条 児童および会員が下記に該当する場合には、慶弔の意を表す。
1. 児童、会員の死亡の時は、金 5,000 円を贈る。
  2. 教職員が疾病負傷等により入院した時は、金 3,000 円を贈る。  
(ただし 1 週間以上とする)
  3. 児童が学校管理下において負傷により入院した時は、金 3,000 円を贈る。  
(ただし、1 週間以上とする)
  4. 教職員が転退職した場合は、記念品を贈る。
  5. 教職員が結婚した場合は、祝金 3,000 円を贈る。  
(学年、学級単位では行わない)
  6. 返礼は必要としない。

### 第 42 章 改 正

- 第 42 条 この細則は、運営委員会において構成委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することができない。改正の結果は次期総会に報告する。

## 付 則

この細則は、平成 28 年 3 月 2 日、一部改正施行する。